公　告

諸事項

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第７７５号
東京都八王子市元本郷町４丁目６番５号ミランダクレール西八王子302号
債務者　竹　　広光
1　決定年月日時　平成29年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月２日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１０号
熊本県阿蘇郡南阿蘇村大字河陰3716番地１
債務者　清原　麗子
1　決定年月日時　平成29年８月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月２日午後１時30分
熊本地方裁判所阿蘇支部破産係

平成２９年（フ）第６４８９号
東京都世田谷区中町５丁目27―19　シェモアⅡ202
債務者　林戸美佐子
1　決定年月日時　平成29年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月７日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６５１７号
東京都板橋区上板橋２丁目24―６―103
債務者　岡崎　克弘
1　決定年月日時　平成29年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月７日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６５１８号
東京都杉並区和泉４丁目20―17―102
債務者　安藤　加貴
1　決定年月日時　平成29年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月７日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６５１９号
東京都板橋区桜川２丁目14―13
債務者　鈴木美佐雄
1　決定年月日時　平成29年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月７日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６５２０号
東京都杉並区方南２丁目21―23―203
債務者　向井　由紀
1　決定年月日時　平成29年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月７日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６５２２号
東京都大田区南六郷１丁目２－５
債務者　澤田　登美
1　決定年月日時　平成29年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月７日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６５２４号
神奈川県川崎市多摩区菅１丁目12―８―205
債務者　捧　　正範
1　決定年月日時　平成29年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月７日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６５２５号
東京都足立区保木間３丁目32―13　第124新井ビル802
債務者　岩田　栄子
1　決定年月日時　平成29年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月７日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６５３２号
東京都荒川区町屋４丁目23―17―206
債務者　上原彩陽梨
1　決定年月日時　平成29年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月７日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６５３７号
東京都練馬区旭町１丁目40―17
債務者　森　　理沙
1　決定年月日時　平成29年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月７日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６５４４号
東京都足立区江北３丁目18―27―107
債務者　兼武　利之
1　決定年月日時　平成29年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月７日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９０９号
東京都小平市学園東町２丁目13番18号藤ハイツ201号
債務者　坂部　　瞳
1　決定年月日時　平成29年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月９日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月９日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第２６４号
静岡県島田市中溝町1614番地
債務者　佐塚　愛子
1　決定年月日時　平成29年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月９日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月10日午後１時45分
静岡地方裁判所民事第２部